

発達支援相談拠点の機能を併せ持つ児童発達支援センターとして 求められる機能について

1 基本的な考え方

機能については、小平市発達支援相談拠点検討委員会から提言のあった発達支援相談拠点に必要な機能（小平市発達支援相談拠点検討委員会報告書P36参照）をベースに、対象者を本人、家族、地域とした上で、本人に対しては、個人支援機能、相談機能、家族に対しては、相談機能（再掲）、家族支援機能、地域に対しては、地域支援機能、研修機能、啓発機能とする。

また、コーディネート機能、情報収集・提供機能については全てを対象とすることとする。

2 機能の内容

(1) 本人対象

① 個人支援機能

- ・児童発達支援

子どもの発達をいろいろな角度からとらえ、個別の小さなグループまたは集団の中で、その子に応じた療育を行うもの。

- ・言語相談訓練（名称については今後検討）

言語聴覚士による言葉に関する相談、訓練。あわせて発達に関する相談も行っている。

※訓練頻度の見直し等を提案

- ・運動支援
- ・学習支援
- ・小中高校生向けのソーシャルスキルトレーニング

② 相談機能

対象年齢・・・0歳から18歳まで

対象者・・・障がいがある、または障がいの疑いがある児童

- ・総合相談

障がいの種類に限らず、総合的な相談に対応する。

- ・計画相談・障害児相談支援

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するもの。

- ・発達支援相談（発達検査も含む）
電話相談、来所相談等により、発達に関する相談を行い、助言や情報提供を行う。必要に応じて発達検査を行う。

(2) 家族対象

障がい受容、就学への不安、学校でのいじめなど、多くの悩みを抱える保護者や兄弟姉妹等の家族を支援する。

① 相談機能（再掲）

「(1)本人対象」に掲げた「対象者」の保護者や兄弟姉妹の悩みや相談に対応する。

② 家族支援機能

- ・保育所等訪問支援

保護者の要望により、お子さんが通っている幼稚園等に出向いて集団生活におけるアドバイスをを行うもの。

- ・ペアレントプログラム

子どもの発達が気になる保護者のために、子どもとの関わり方のポイントをわかりやすくお伝えるもの。

※ペアレントプログラム事業。平成29年度、30年度はいきいき協働事業により市内NPOと協働で実施。

- ・ペアレントメンター

発達障がいのある子どもを育てた経験のある保護者がメンターとなって、悩みをかかえる保護者の相談にのるもの。

※平成29年度より東京都で実施。平成30年度はいきいき協働事業の中で、市内のNPO法人にペアレントメンターのコーディネートをお願いしている。

- ・家族への研修

障がいのある子どもをもつ保護者や兄弟姉妹を対象に、研修を実施。

- ・親の会支援

親の会のために場所の提供や定期的な講座を実施。また、親の会の横のつながりを図るため連絡会を開催。

(3) 地域対象

① 地域支援機能

幼稚園、保育園、小・中学校等の地域の支援機関に出向くアウトリーチを行い、カンファレンスへの参加、幼児・児童・生徒への対応についての指導等を行い、支援力の向上を図る。

- ・巡回相談
市内の幼稚園・保育園・認定こども園を言語聴覚士、臨床発達心理士などの相談員や作業療法士が巡回し、幼稚園教諭や保育士に対し、発達支援に関する指導・助言を行っている。
- ・学校等へのアウトリーチ
- ・個別ケースのカンファレンスへの参加

② 研修機能

幼稚園教諭、保育園保育士、小・中学校教員に対し研修を実施し、支援力の向上を図る。

- ・巡回相談事例検討会
- ・支援者向け研修

③ 啓発機能

市民啓発事業を実施し、市民の発達障がいを含む障がいへの理解を促進する。

- ・市民向け講演会、講座の実施
- ・発達障がいを含む障がい啓発用リーフレットの作成
- ・障がい者週間、発達障がい啓発週間等における啓発活動

(4) 共通

① コーディネート機能

健康推進課、子ども家庭支援センター、保育園、幼稚園、学校、教育相談室等の地域の支援機関と連携・協力し、障がい児を支援する。

ア 移行支援

児童発達支援事業、言語相談訓練から幼稚園、保育園、学校等への移行を支援する。

イ 連携機能

(ア) ライフステージ別

㊦ 乳幼児期

- ・1歳6か月児、3歳児健診、乳幼児心理発達相談等で発達に気になる子どもがいた場合に、保護者の同意を得て、情報交換を行うとともに、紹介を行う。(健康推進課)
- ・子ども家庭支援センターにおいて、子育ての悩みの中で発達が気になった場合、保護者の同意を得て、情報交換を行うとともに、相互に紹介を行う。(家庭支援担当)
- ・保育園、幼稚園等で発達が気になる子どもがいた場合、保護者の同意を得て、児童発達支援センターにつなげる。(保育課、保育指導担当)
- ・子ども広場、子育てふれあい広場で相談があった場合、保護者の同意を得て、児童発達支援センターにつなげる。(子育て支援課)

① 就学前

- ・小学校に就学する際、発達が気になる場合、保護者に寄り添いながら、就学相談室と連携し、小学校入学に向けて支援する。(教育委員会)
- ・小学校入学にあたり、気になること、支援してほしいことをつなげることから就学支援シートの提出にあたり、支援のポイントを記載するなど、学校と情報共有・情報交換を行う。(教育委員会)

㉞ 小学校・中学校

- ・学校生活の支援のために、保護者の同意を得て、必要に応じて学校・教育相談室・あゆみ教室と情報共有・情報交換を行う。(教育委員会)
- ・子ども広場で相談があった場合、保護者の同意を得て、児童発達支援センターにつなげる。(子育て支援課)
- ・学童クラブにおける支援のために、保護者の同意を得て、必要に応じて学校・教育相談室と情報共有・情報交換を行う。(子育て支援課)

㉟ 高校・就労

保護者の同意を得て、学校生活支援シート等の活用により、情報共有・情報交換を行う。(障がい者支援課)

㊱ 卒後・就労後

就労や地域での生活のために、障がい福祉サービスの利用等について、障がい者支援課と連携し、情報共有・情報交換を行う。
(障がい者支援課)

(イ) ライフステージ全般

㊲ 医療

医療面の支援が必要な場合、地域の医療機関等と連携する。

㊳ 地域

児童委員、主任児童委員等地域の関係者等と連携する。

㊴ 都施設等

児童相談所、多摩小平保健所、東京都発達障害者支援センター等と必要に応じて連携する。

(ウ) 既存の連携会議への参加

- ・要保護児童対策協議会への参加(家庭支援担当)
- ・地域自立支援協議会への参加(障がい者支援課)
- ・特別支援教育関係会議への参加(教育委員会)
- ・子どもの発達を支援する連絡会への参加(障がい者支援課)

② 情報収集・提供機能

障がいへの理解啓発につながる情報の収集、情報の提供を行う。

- ・ホームページの充実
- ・発達支援に関するガイドブックの作成

ホームページについての提案内容

お子さんの発達や育ちに支援や配慮が必要かもしれない、と感じたら
「(仮) 発達支援総合相談窓口」へご相談ください。

お話をうかがう中から、年齢によって、困っていることによって、まず、どの専門
機関に相談すればいいかを一緒に考えます。利用できる療育や参加できる居場所な
どの情報を提供します。利用できる児童福祉サービスがあれば、ご案内します。
市内および近隣市の、発達の専門医療機関の情報も提供します。

【気づきをささえる】

健康センター：乳幼児健康診断、心理発達相談、心理発達検査、
2歳児グループ、3歳児グループ

【育ちをささえる】

たいよう福祉センター；児童発達支援あすのこ園（3歳～就学前）
言語相談訓練（個別・グループ）、日中一時支援
あおぞら福祉センター；言語相談訓練（個別・グループ）、日中一時支援
子ども家庭支援センター；発達相談、まもらっこ
小平福祉園；児童発達支援すけっち（並行通園）
白梅学園大学との連携療育事業

【学びをささえる】

特別支援教育 就学相談 教育相談
白梅学園大学発達相談
放課後等デイサービス 学童クラブ
進路・進学

【くらしをささえる】

手当 医療費補助 児童福祉サービス 受給者証
障害福祉サービス 障害者手帳

【家族をささえる】

総合相談（発達支援相談総合窓口）
保育所等訪問支援
ペアレントプログラム ペアレントメンター 学習会

【地域をささえる】

巡回相談 研修 理解啓発

【その他】

成人期の支援 広域情報 医療情報

- ・市における情連携の事例

- こげら就学支援シート

- 小学校就学にあたり、子どもの様子や支援のポイントを保護者や保育園、幼稚園、支援機関から小学校へ引き継ぎ、小学校への橋渡しをするもの。